

マイナンバーカードが 健康保険証として利用できます！

医療機関や薬局の受付で、マイナンバーカードを健康保険証として利用することができます。ぜひご利用ください！！

マイナンバーカードを健康保険証として利用するには？

マイナンバーカードを健康保険証として利用するには、あらかじめ「利用申込」が必要です。

利用申込は、医療機関・薬局に備え付けの顔認証付きカードリーダー、マイナポータル（※）やセブン銀行のATMから行うことができます。

※「マイナポータル」とは

子育てや介護をはじめとする行政手続の検索やオンライン申請がワンストップできたり、行政からのお知らせを受け取ることができる自分専用のサイトです。

医療機関や薬局でどうやって健康保険証として利用するの？

- ① 医療機関や薬局の受付で、健康保険証として利用登録したマイナンバーカードを、備え付けの顔認証付きカードリーダーにかざしてください。
- ② マイナンバーカードのICチップにある電子証明書により、資格情報をオンラインで確認します。
- ③ カードリーダーの画面の指示に沿って受付をしてください。

マイナンバーカードを利用できる医療機関・薬局は？

目印となるステッカーやポスターが貼られている医療機関・薬局で利用できます。

また、厚生労働省のホームページでも利用できる医療機関・薬局を案内しています。



ステッカー



ポスター

マイナンバーカードを健康保険証として利用する7つのメリット

1. データに基づくより適切な医療が受けられる！

本人が同意をすれば、初めての医療機関でも、特定健診情報や今までに使った薬剤情報を医師等と共有でき、より適切な医療が受けられるようになります。

※薬剤情報は令和3年9月に診療したもののから3年分の情報が閲覧できます。

2. 自身の健康管理に役立つ！

マイナポータルで、自分の特定健診情報・薬剤情報を閲覧できるようになります。

※特定健診情報は、令和2年度以降に実施したもののから5年分（直近5回分）の情報が閲覧できます。

3. オンラインで医療費控除がより簡単に！

マイナポータルで、自分の医療費通知情報が閲覧できるようになります。また、確定申告の医療費控除手続きで、マイナポータルを通じて医療費通知情報の自動入力ができます。

※令和3年9月分以降の医療費通知情報について、閲覧・自動入力ができます。

4. 手続きなしで限度額を超える一時的な支払が不要に！

限度額適用認定証などがなくても、高額療養費制度における限度額を超える支払が免除されます。

※自治体独自の医療費助成等については、書類の持参が必要です。

5. 医療保険の資格確認がスムーズに！

カードリーダーで顔写真を確認すれば、スムーズに医療保険の資格確認ができ、医療機関や薬局の受付における事務処理の効率化が期待できます。

6. 医療費の事務コストの削減！

医療保険の請求誤り等が減少することから、医療保険者等の事務処理コストが削減でき、持続可能な制度運営につながる見込みです。

7. 健康保険証としてずっと使える！

引越をしても、マイナンバーカードを健康保険証としてずっと使うことができます。

※医療保険者が変わる場合は、加入の届出が引き続き必要になります。

お問合せ先

■ 東京都後期高齢者医療制度の資格確認書等について

- ・ 広域連合お問合せセンター ☎0570-086-519（平日8:30~17:00）
- ・ お住まいの市区町村の後期高齢者医療制度担当窓口
（市区町村の担当窓口のお問合せ先は、同封の資格確認書の台紙に記載しています。）

■ マイナンバーカードに関するお問い合わせ

- ・ マイナンバー総合フリーダイヤル ☎0120-95-0178
（平日9:30~20:00、土日祝9:30~17:30）



マイナンバーカードの健康保険証利用について、詳しくは厚生労働省webサイトでもご確認いただけます。

マイナンバーカード 健康保険証利用

検索